

各務原市部分払取扱要綱

平成10年3月24日決裁

第1条 この要綱は、各務原市契約規則（昭和39年規則第9号。以下「規則」という。）第44条に規定する部分払の取扱いについて定めるものとする。

第2条 部分払は、次の表の左欄に掲げる契約金額の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる回数行うものとし、前金払をした場合における部分払の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。ただし、市長が必要ないと認めたときは、部分払の回数を減ずることができる。

契約金額	回数	前金払をした場合における部分払の時期
3,000万円以上 5,000万円未満	1回	既納部分又は既済部分の全体に対する割合（以下「出来形率」という。）が50パーセント以上となったとき。
5,000万円以上 1億円未満	2回	出来形率が40パーセント以上となったとき。
1億円以上	3回	出来形率が30パーセント以上となったとき。

2 国、県等の補助金及び交付金対象事業又は債務負担行為に係る契約においては前項の規定にかかわらず部分払をすることができるものとする。

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定による前金払をした場合における部分払の額は、規則第44条に規定する部分払をしようとする額から前金払の額に出来形率を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年8月25日から施行する。

2 改正後の各務原市部分払取扱要綱は、この要綱の施行の日以後に入札の公示又は通知を行うものから適用する。

附 則（平成25年3月25日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。